

第9章 ごみと資源

1 廃棄物(ごみ)とは

廃棄物とは不要物であり、かつ、そのものが他人に有償で売却することができなくなったものをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法）等の関係法令によって、その保管、運搬、処分などの方法が規制されています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに大きく分けられています。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って排出される廃棄物処理法で定められた20種類と輸入された廃棄物をいい、その処理責任は排出事業者にかかっています。

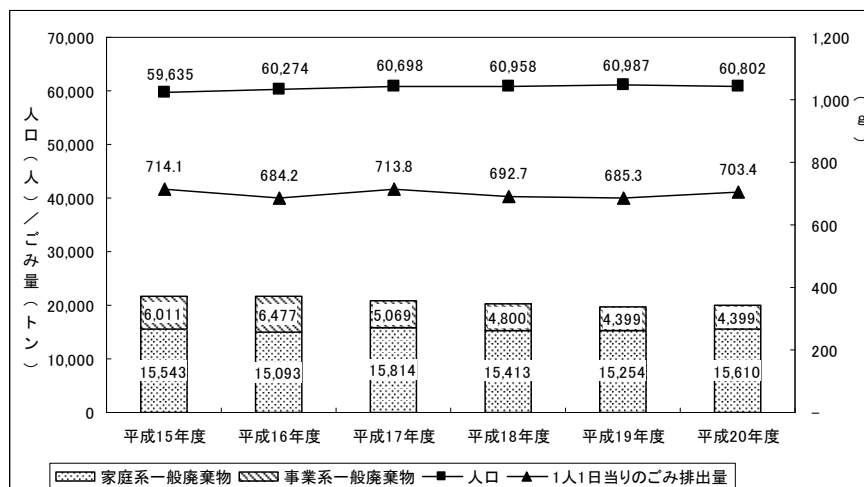
「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」といい、その処理は市町村の責務になっています。

2 北広島市のごみ処理

1)一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、普通ごみ、危険ごみ、破碎しないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器、紙製容器、有害ごみ、ダンボール、紙パック、新聞、雑誌）に分別し、各自治会で管理を行っているごみステーションで収集（粗大ごみは戸別収集）され、クリーンセンターで処理されます。

商店や飲食店などの事業所から排出される一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬業の許可業者に依頼するか、排出者が直接クリーンセンターへ搬入する方法で処理されます。



2)一般廃棄物の処理施設(クリーンセンター)

ごみステーションからの収集ごみと事業場等からの搬入ごみは、クリーンセンターで破碎処理し、埋め立て処分しています。

埋め立て処分地から発生する浸出水は適切な処理を行ったあと下水道に放流し、埋め立てごみは即日覆土するなど、周辺への汚水、悪臭、害虫などによる影響がないよう細心の注意を払っています。また、収集された資源ごみは、それぞれの種類ごとにまとめて出荷しています。紙パック、段ボール、新聞、雑誌、鉄くずは売却を行い、それ以外は有償でリサイクルしています。

表 9-1 クリーンセンターにおける廃棄物処理状況

(単位：t)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度末住民基本台帳人口 (人)		60,274	60,698	60,958	60,987	60,802
一般廃棄物 (資源ごみ除く)	家庭系	15,093	15,814	15,413	15,254	15,610
	1日1人当たりの 排出量(g)	684.2	713.8	692.7	685.3	703.4
	事業系	6,477	5,069	4,800	4,399	4,250
	小計	21,570	20,883	20,213	19,653	19,860
産業廃棄物		2,969	2,858	2,433	877	303
合計		24,539	23,741	22,646	20,530	20,163

資料：廃棄物対策課

3)産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類など20種類のを産業廃棄物といい、その処理責任は事業者には課せられています。市内で発生した産業廃棄物は、市内外の民間処分場で処分されています。クリーンセンターでも告示で定められた品目に限り、条件付きで受入れできますが、リサイクルできるものについては、分別し資源化しています。

4)産業廃棄物の処理

産業廃棄物は広域的に処理されるため、市内の民間処理施設は、近隣市町村からの受入れも行っています。産業廃棄物処理施設は、社会生活上必要な施設ですが、大気汚染、水質汚濁等の公害の発生源になりうるため、環境に悪影響が出ることのないよう適正に管理していくことが求められています。

3 捨てるより生かす工夫を

現在、ごみの処理費用は年々高くなる傾向にあり、埋立地の延命化のために、減量化・資源化が望まれています。

事業系廃棄物のうち資源ごみについては、平成6(1994)年度から無料受け入れを実施し、ごみの徹底分別と減量、資源化の意識の高揚を図っています。

平成12(2000)年度に容器包装に係る分別収集及び再商品化等に関する法律(略称：容器包装リサイクル法)が完全施行されたことに対応し、北広島市でも段ボール、その他の紙製容器、ペットボトル、その他プラスチック製容器等の分別収集を実施しています。

また、平成20(2008)年10月からは家庭ごみの有料化を実施。それに併せて資源ごみを追加してごみの排出抑制、資源化の推進を図っています。

これらごみの分別・資源化は、住民・事業者・行政それぞれの責任を明らかにし、資源循環型社会の実現を目指し、一層の減量・資源化に取り組んで行く必要があります。

1)びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器・紙製容器・段ボール・紙パック

資源ごみとして分別され、クリーンセンターに集められた廃棄物のうち、びん・缶・ペットボトルは、分別保管等委託業者に引き渡した後、無色びん、茶色びん、その他の色びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルに分別され、市で再商品化費用を負担するなどしてリサイクルを行なっています。

プラスチック製容器は圧縮梱包処理後、紙製容器は破袋処理後、市で再商品化費用を負担してリサイクルを行なっています。また、段ボール・紙パック、新聞、雑誌は有価で引取りを行なう業者に売却されます。

2)鉄くず

粗大ごみとして分別された廃棄物のうち、鉄くずは、有価で引取りを行なう業者に売却されます。

表 9-2 資源ごみ出荷実績

(単位：t)

no	種 類	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
1	ガラス容器	190.16	179.06	277.81	314.09	271.96
2	缶	139.99	223.77	184.99	191.23	130.90
3	ペットボトル	82.17	119.08	98.30	101.81	70.14
4	紙製容器	167.38	155.27	176.62	184.53	194.79
	プラスチック製容器	255.32	275.46	323.60	354.82	398.06
6	紙パック	10.02	8.98	9.26	9.18	11.86
7	段ボール	341.81	347.32	371.04	368.58	389.68
8	破碎鉄くず	0	0	0	0	0
9	粗大鉄くず	130.66	111.92	166.28	80.07	60.61
	合計	1,428.77	1,336.33	1,420.86	1,607.90	1,528.00

資料：廃棄物対策課

3) 蛍光管・乾電池

分別収集された蛍光管は、クリーンセンターに設置された蛍光管破砕機で破砕処理後、乾電池と一緒に北見市にある広域回収センターに引き渡されます。

広域回収センターでは、蛍光管や乾電池本体のガラスはガラスに、鉄分は鉄くずに再利用され、また、水銀は再度水銀として、亜鉛、マンガン等は電子部品等にリサイクルされます。

4) 生ごみ

家庭から出る生ごみを自家発酵処理し、ごみの減量化を図るために、市では生ごみたい肥化容器や電動生ごみ処理機の購入者に対する助成金の交付を行っています。生ごみ堆肥化容器は平成 3 年度より助成金の交付を開始し、平成 20 年度までに 4,457 個の助成を実施しました。電動生ごみ処理機は平成 18 年度より助成金の交付を開始し、平成 20 年度までに 162 個の助成を実施しました。

5) テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

テレビ等の家電 4 品目については、市では収集しません。買い替え時に販売店に引取りを依頼したり、指定業者に引取りに来てもらったり、あるいは指定場所に持ち込むなどして適正に処理する必要があります。また、このとき全国一律の再商品化費用がかかります。この費用については、排出者が負担することになっています。

6) パソコン

パソコンについては、市では収集しません。製造メーカーに処理を申込み、申込み後にメーカーから送られてくる伝票類とパソコンを郵便局へ持参するか、郵便局に引取りを依頼するなどして適正に処理する必要があります。平成 15 年 10 月以降に販売されたパソコンについては、購入時にリサイクル費用を支払っているため、処分時に費用はかかりませんが、平成 15 年 9 月までに販売されたパソコンを処分する場合は、排出者がその費用を負担することになります。なお、その費用は製造メーカーによって異なっています。

4 野外焼却の禁止

平成 13 年 4 月の廃棄物処理及び清掃に関する法律が改正され、風俗慣習上または宗教上の行事や、農作業で直接必要な場合など一部の例外を除いて、野外焼却は禁止され、罰則の対象となっています。

また、排出ガス濃度規制がされていない小型の廃棄物焼却炉（火床面積 0.5 m²未満かつ焼却能力 50kg/h 未満）についても、800 度以上でごみを燃焼でき、温度計や助燃装置等を備えた構造をもつなど表 9-3 に掲げる構造基準をすべて満たさなければなりません。

表 9-3 廃棄物を焼却する焼却設備の構造基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。• 燃焼に必要な空気の通風が行われるものであること。• 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く）。• 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。• 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。 |
|---|